

第 7 期 決 算 公 告

平成19年6月28日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長 桔梗 芳人

連 結 貸 借 対 照 表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	89,480	預 金	3,344,604
買 入 金 銭 債 権	160,838	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	29,574
商 品 有 価 証 券	272	借 用 金	74,411
有 価 証 券	665,776	外 国 為 替	138
貸 出 金	2,677,424	そ の 他 負 債	32,125
外 国 為 替	9,220	退 職 給 付 引 当 金	2,637
そ の 他 資 産	13,765	そ の 他 の 引 当 金	1,057
有 形 固 定 資 産	32,361	支 払 承 諾	32,109
建 物	7,626	負 債 の 部 合 計	3,516,658
土 地	23,170	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	1,563	資 本 金	38,971
無 形 固 定 資 産	1,591	資 本 剰 余 金	55,439
ソ フ ト ウ ェ ア	1,290	利 益 剰 余 金	26,068
その他の無形固定資産	300	株 主 資 本 合 計	120,478
繰 延 税 金 資 産	4,062	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,178
支 払 承 諾 見 返	32,109	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,178
貸 倒 引 当 金	43,585	少 数 株 主 持 分	1
		純 資 産 の 部 合 計	126,658
資 産 の 部 合 計	3,643,317	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,643,317

連結損益計算書 〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		90,194
資金運用収益	65,093	
貸出金利息	56,367	
有価証券利息配当金	7,765	
コールローン利息及び買入手形利息	98	
預け金利息	7	
その他の受入利息	854	
役員取引等収益	17,064	
その他業務収益	2,660	
その他経常収益	5,375	
経常費用		68,913
資金調達費用	6,814	
預金利息	5,067	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息及び売渡手形利息	203	
債券貸借取引支払利息	56	
借入金利息	1,483	
その他の支払利息	4	
役員取引等費用	5,886	
その他業務費用	2,009	
営業経費	43,491	
その他経常費用	10,711	
その他の経常費用	10,711	
経常利益		21,281
特別利益		8,727
固定資産処分益	148	
貸倒引当金戻入益	4,683	
償却債権取立益	3,895	
特別損失		3,734
固定資産処分損失	334	
減損損失	846	
その他の特別損失	2,553	
税金等調整前当期純利益		26,273
法人税、住民税及び事業税		3,412
法人税等調整額		60
少数株主利益		0
当期純利益		22,801

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社
会社名
近畿大阪信用保証株式会社

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(連結貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当社の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年
動産 3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,558百万円であります。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

10. その他の引当金は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表され

たことに伴い、当連結会計年度から、負債計上を中止した預金に関して、将来発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益が1,057百万円減少しております。

11. 当社及び連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 当社及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

13. 当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額 21,118百万円

15. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,181百万円

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	動産	1,832 百万円
	その他	86 百万円
	合計	1,918 百万円
2. 減価償却累計額相当額	動産	731 百万円
	その他	53 百万円
	合計	785 百万円
3. 期末残高相当額	動産	1,100 百万円
	その他	32 百万円
	合計	1,133 百万円
4. 未経過リース料 期末残高相当額	1年内	355 百万円
	1年超	815 百万円
	合計	1,171 百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	318 百万円
	減価償却費相当額	284 百万円
	支払利息相当額	38 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,673百万円、延滞債権額は62,845百万円であります。

なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,975百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,552百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は100,047百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は74,191百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	90,991百万円
貸出金	30,000百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,860百万円
債券貸借取引受入担保金	29,574百万円
借入金	9,300百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、現金預け金6,700百万円、有価証券50,176百万円及びその他資産46百万円を差し入れております。

また、「その他資産」のうち保証金は1,765百万円であります。

23. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金65,000百万円が含まれております。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は30,570百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ30,570百万円減少しております。

25. 1株当たりの純資産額 49円17銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出することとしております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下29.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	272	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	9,701	18,824	9,123	9,216	92
債券	529,418	525,226	4,192	402	4,595
国債	271,778	268,510	3,268	83	3,351
地方債	37,551	37,474	76	133	210
社債	220,088	219,241	847	185	1,033
その他	191,802	195,886	4,084	5,366	1,282
合計	730,922	739,937	9,015	14,985	5,970

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,836百万円を差し引いた額が、「その他有価証券評価差額金」であります。

27. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	149,217	4,563	2,023

28. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	30,640
その他有価証券 非上場株式 投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	2,703 409

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	151,792	323,784	59,197	21,091
国債	44,902	192,711	25,998	4,898
地方債	10,782	19,059	7,632	-
社債	96,107	112,013	25,566	16,193
その他	3,534	14,415	13,402	133,250
合計	155,327	338,199	72,599	154,342

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、544,489百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが541,976百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	29,719 百万円
年金資産(時価)	23,797
未積立退職給付債務	5,921
未認識数理計算上の差異	3,846
連結貸借対照表計上額の純額	2,074
前払年金費用	562
退職給付引当金	2,637

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、及び少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は126,657百万円であります。

(2)「株式等評価差額金」は、「其他有価証券評価差額金」として表示しております。

(3)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(4)「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「其他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「其他資産」として表示しております。

「其他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

33. 従来、証券取引法第2条第1項に該当する住宅ローン債権等については、「有価証券」として表示しておりましたが、当連結会計年度より「買入金銭債権」として表示しております。

34. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は、9.40%であります。

(連結損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 16円31銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 14円39銭

4. 「その他経常収益」には、株式等売却益 2,513百万円、債権売却益 1,532百万円を含んでおります。

5. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 6,875百万円を含んでおります。

6. 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について799百万円、廃止予定店舗等について47百万円の「減損損失」を計上しております。

上記「減損損失」の合計のうち、建物は386百万円、土地は392百万円、その他の有形固定資産は67百万円であります。

グルーピングの単位は、稼働資産については、従来、一定の地域等をグルーピングの単位としておりましたが、今般、当社の営業戦略上の統廃合が一巡したこと、及び統廃合後の営業店別の収益構造が確立されたことにより、継続的な収益の管理・把握が可能となったことに伴い、当連結会計年度より各営業店をグルーピングの単位とすることに变更しております。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が799百万円減少しております。

本部、事務の集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗等については、各々独立した単位としております。

回収可能額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

7. 「その他の特別損失」は、システム更改に伴う損失であります。